

○ 鹿児島工業高等専門学校学生委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 課外活動に関する事。
- (2) 保健衛生及び生活指導に関する事。
- (3) 奨学金及び授業料等の減免に関する事。
- (4) 就職指導に関する事。
- (5) 学生会及びその他の学生団体に関する事。
- (6) 交通指導に関する事。
- (7) その他厚生補導に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生主事及び学生主事補
- (2) 学科から推薦された教員 各1名
- (3) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (4) 専攻科から推薦された教員 1名
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号、第3号、第4号及び第6号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、学生主事補が委員長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くこ

とができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に必要な応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和52年5月2日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校授業料免除及び徴収猶予審査委員会規程（昭和46年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生委員会規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年9月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。